

改正点

○経営事項審査における申請書様式の改正について

平成28年1月1日付けで行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が全面的に施行されたことを踏まえ、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第47号）により、経営事項審査申請書（別記様式第25号の11）に法人番号を記入する欄が新設されました。

これに伴い、申請人が法人番号の指定を受けたものである場合、申請書に当該法人番号を記入することが必要となりました。

※平成28年11月1日以降の申請については、必ず新様式をご使用ください。

○その他

「ほ装工事業」の名称が「舗装工事業」に変更されました。